

令和六年十月二十八日（号外第二百五十一号）  
公布厚生労働省令第四百四十四号（雇用保険法施行  
規則等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

二ページ改正後欄五行目の次に次を加える。  
（被保険者となつたことの届出）

第六条（略）

2・3（略）

4（略）

一・二（略）

三 第一項に規定する期限から起算して過去三  
年間に法第十条の四第二項（法第六十一条の  
六第五項において準用する場合を含む。）の規  
定による納付の命令を受けたことその他これ  
に準ずる事情があつたと認められる場合

四（略）

5～12（略）

同ページ改正前欄五行目の次に次を加える。  
（被保険者となつたことの届出）

第六条（略）

2・3（略）

4（略）

一・二（略）

三 第一項に規定する期限から起算して過去三  
年間に法第十条の四第二項（法第六十一条の  
六第二項において準用する場合を含む。）の規  
定による納付の命令を受けたことその他これ  
に準ずる事情があつたと認められる場合

四（略）

5～12（略）

ページ段 行 誤 正

二三 改正後欄同法第六十一条 同法第六十一条  
四五の六第二項 の六第五項

改正前欄同法第六十一条 同法第六十一条  
の六第二項 の六第二項

改正後欄第十三号 第十五号

改正前欄第十三号 第十三号

令和六年十二月二十七日（号外第三百四号）厚  
生労働省告示第三百八十号（生物学的製剤基準の  
一部を改正する件）  
（印刷誤り）

一六 改正前欄行頭を一字上げる。  
終りから  
一三

正 誤

令和六年九月三十日（号外第二百二十七号）公  
布文部科学省令第二十八号（学校法人会計基準の  
一部を改正する省令）  
（原稿誤り）

七七ページ改正後欄終りから三行目から一行目  
は次のとおりの誤り。


とする。

七九ページ改正後欄二行目「同じ。」は「同  
じ。」の誤り。

正 誤

令和六年十一月二十九日(号外第二百七十七号)公布財務省令第六十四号(国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令)  
(印刷誤り)

一五六ページ改正後欄二行目から四行目は次のとおり誤り。

**第九十五条** 組合員は、組合員又はその被扶養者(資格確認書の交付又は提供を受けている組合員又はその被扶養者を除く)が資格情報通知書を破り、汚し、又は失つたときは、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出して、その再通知を申請することができる。

ページ段 行 誤 正

令和六年十月二十八日(号外第二百五十一号)公布厚生労働省令第百四十四号(雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令)  
(原稿誤り)

二二二	第四條 改正後欄	四	所掌事務	所掌事務
”	”	”	”	”
”	改正前欄	”	”	”

令和六年十一月七日(号外第二百六十一号)公布経済産業省令第七十四号(貯留等工作物等の技術上の基準を定める省令)  
(原稿誤り)

二二下 五ものとする。ものとする。